

令和4年度第2回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

開催日時

令和5年2月13日（月）～2月24日（金）
（資料の送付から回答の共有まで）

開催場所

書面開催

出席委員

中原 美恵（専門分科会長）	東洋大学名誉教授
横山 洋子（専門分科会副会長）	千葉経済大学短期大学部教授
大塚 正久	船橋市青少年問題協議会委員
大沼 良子	和洋女子大学教授
大野 地平	聖徳大学短期大学部准教授
児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
杉岡 喜幸	日本公認会計士協会千葉会会員
鈴木 章浩	船橋市障害福祉施設連絡協議会会長
高橋 強	船橋市民生児童委員協議会会長
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
津野瀬 国光	船橋市小学校長会委員
長島 由和	船橋市社会福祉協議会常務理事
原野 弥生	船橋市PTA連合会監事
松崎 総一	船橋市保育協議会会長
松本 歩美	船橋市医師会理事

次第

1. 日程

- (1) 2月13日（月） 会議資料送付
- (2) 2月13日（月）～2月17日（金） 意見・質問等受付
- (3) 2月24日（金） 意見・質問等に対する回答共有

2. 議題等

- (1) 保育所の認可に係る意見聴取について

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

—

資料説明

資料1 保育所の認可に係る意見聴取について

1 ページ

令和5年4月1日に開設を予定する保育所1施設の開設計画について、皆様にご意見をお伺いします。

本意見聴取は、児童福祉法に基づく保育所の認可に際して必要となる法定の手続きとなります。

2 ページ

船橋市全域における、施設の計画地の位置を示す資料です。

黒の実線は、東西南北中央の5つの行政ブロック（＝船橋市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域）に分けており、南部に①の1施設が位置します。

以下、施設の概要説明です

（資料に記載のとおりの内容については、説明を省略しています。）

3～6 ページ

① 保育所（児童福祉施設）の概要

本計画は株式会社 One Company と株式会社こどもの森の事業譲渡契約により、平成30年3月29日に行った株式会社 One Company りんごのき保育園への認可を廃止し、同施設において新たに株式会社こどもの森 まなびの森りんごのき保育園として認可するものとなります。

「1 施設」

名称は、まなびの森りんごのき保育園となる予定です。

所在地は、東船橋1丁目、JR 総武線東船橋駅から南に約190m、徒歩約2分程度の場所です。詳しい位置は、6ページの詳細図をご参照ください。

「2 設置者」

同法人は、市内の東船橋1丁目、宮本9丁目に認可保育所を2施設運営しており、いずれも本計画地から1km圏内に所在する保育所です。そのほか、県内外で認可保育所140施設を運営しております。

「3 認可定員」

認可定員は、30人です。

株式会社 One Company は40人【県基準】の認可定員を設定しておりましたが、定員に対して最低必要面積と有効面積の差が少なく、新たに運営を行う株式会社こどもの森は系列園においても独自の方針のもと面積にゆとりを持った保育体制を実践しており、その方針のもと保育を行う

ため、30人【県基準】の定員としたものです。

本市においては、園児1人あたりに必要となる面積基準が、条例本則の基準（通称【市基準】）と条例附則の基準（通称【県基準】）の2つの基準があり、認可定員を設定する際に、どちらの基準を適用させるかによって、設定する定員に差が生じますが、本計画については【県基準】を用いた定員の設定となっています。

＜参考＞条例の本則と基準（通称【市基準】）と条例附則の基準（通称【県基準】）の考え方について

※参考資料「保育所の設備基準（条例抜粋）」（保育所の設備基準について、市の条例の内容を抜粋したもの）をご覧ください。

項目「園児1人あたりの必要面積」で、赤字で【市基準】と記載したものが条例第34条の本則の基準、その下に青字で【県基準】と記載したものが附則第6条第1項の基準です。

保育所において、園児1人あたりに必要な居室面積の基準は、例えば、0歳児については、条例本則の【市基準】を適用した場合、表に記載のとおり、1人あたり4.95㎡必要となります。一方、附則の【県基準】を適用した場合には、1人あたり3.3㎡で足りるため、【県基準】を適用した場合、園児1人あたりの必要面積が少なくなり、より多くの定員を設定することが可能です。

本市では、待機児童が多く発生している状況もあることから、条例本則の【市基準】を原則としつつも、当分の間、特例として、附則の【県基準】を適用して、認可、定員設定できることとしています。

ただし、より多くの定員設定をするために【県基準】を使わなければならないということではなく、運営事業者が、原則の基準である【市基準】によって定員設定したいといった意向の場合には、【市基準】を用いることも可能です。

「4 開所時間」

平日は現状と同じ午前7時00分から午後8時00分の13時間であり、土曜日は1時間延長し、午前7時00分から午後7時までの12時間となります。

「5 施設の状況」

保育所の屋外遊戯場（園庭）については、2歳児以上1人当たり3.3㎡以上という面積基準がありますが、近隣に公園などの屋外活動に利用可能な場所がある場合は、敷地内に園庭を設けないことが可能となっております。

本計画については、基準を満たす園庭が確保できないため、表の屋外遊戯場の欄は「無」と表記しています。

なお、基準を満たす園庭を確保できない場合は、近隣の公園等を園庭の代替地として設定する必要があり、備考欄にはその代替地の名称を記載しています。

「6 代替園庭の状況」

本計画については、園庭の代替地として宮本台公園を設定しております。詳しい位置は、6ペ

ージの詳細図をご参照ください。

代替地として、特定の公園を記載しておりますが、日常の屋外活動において、それ以外の公園などを使用することを妨げるものではありません。

近隣の公園の他に、系列園のまなびの森保育園 東船橋の園庭の利用も想定しております。

「8 不動産の貸与」

貸与を受ける不動産は、建物で3階建ての共同住宅の1階の賃借を受ける計画となっております。貸主は個人となります。

「9 職員の配置予定数」

既に開設当初に予定する人数の保育士を確保済みである旨、確認しています。

施設長は、設置者の系列園の施設長経験者が赴任し、その他の保育士等職員は従前からの当該施設に従事していた職員が継続する計画です。

なお、栄養士が調理員を兼ね、調理を行うこととなっております。

「10 その他特記事項」

事業譲渡とは、会社法に規定されており、会社が有している事業の全部若しくは一部を切り離して第三者に譲渡する行為です。

株式会社One Companyは経営判断により株式会社こどもの森と事業譲渡契約の締結を令和5年4月1日に行い、それによりりんごのき保育園は株式会社こどもの森の管理下へ移ります。

事業譲渡は、株式譲渡と異なり包括承継ではなく、個別承継であるため、取引先との契約や従業員との労働契約は、全て個別に同意を取り付ける必要があり、改めて締結しなおす必要があることから、改めて保育所の認可申請を行うものです。

また、運営体制は、原則従前の体制を継続した形で4月を迎え、混乱が生じないように努める旨報告を受けております。4月入所者へは入園説明の際に丁寧に説明を行うこととなっております。また、在園中の園児については、引き続き同施設に在籍するため、既に、在園児の保護者への説明は行われており、混乱はなく理解いただいているとのことです。

以上、施設の概要説明となります。

質疑応答

○杉岡 善幸 委員

株式会社One Companyからの営業譲渡の経緯が不明です。正当な取引でしょうか。譲渡の目的、価額の妥当性、利害関係の検証、事業の継続性等、正当な理由に基づいていますか。

○子ども政策課

株式会社間における事業譲渡は会社法に基づいて行われております。

○杉岡 善幸 委員

建物だけになっていますが、土地について所有権不明です。土地所有権を明らかにし、安定的な事業活動が可能かどうか確かめる必要があります。

○子ども政策課

本件は建物の賃貸借物件に当たるため、土地の賃貸借契約は生じません。

○杉岡 善幸 委員

前文にもつながりますが、新設置者は、事業の安定的活動に不安はありませんでしょうか。

○子ども政策課

新設置者は、市内で2施設を既に運営しており、他市においても140施設の運営実績がございます。財務調査においても、問題ない旨会計士より報告を受けております。

○松崎 総一 委員

40名定員から30名になる際に、事業譲渡を受ける会社は独自の方針のもと面積にゆとりを持った保育体制を実践とありますが、当然認可を受けるにあたっては30人で保育をすると受け止めて良いでしょうか。在園児とのバランスもあると思いますが。

○子ども政策課

令和5年度新規入所希望園の受付終了後の認可申請手続きとなったため、新規入園希望児と次年度も引き続き在園する児童への影響がないよう令和5年度は認可定員を超えての入所人数が見込まれます。次年度以降適正な人数への調整を図ってまいります。

○松崎 総一 委員

事業譲渡を実施することが可能な企業が運営する保育園に対して今後事業譲渡する際の注意事項等を周知する予定はいかがでしょうか。今後も起こり得ることだと思われませんが、譲り受ける企業の方針によって利用定員が変わり在園している子ども達に保護者に不便をかけないようお願いいたします。

○子ども政策課

事業譲渡に対しての市の進め方等は事前に示すよう事業者への周知を図ってまいります。また、事業譲渡を検討している段階で予め相談を受けられるよう、スケジュール等につきましても事前に示してまいりたいと考えております。

○松崎 総一 委員

事業譲渡をする企業は小規模保育所も運営していると思いますが、そちらは大丈夫なのでしょうか。

○子ども政策課

譲渡元の会社は保育事業以外の運営も行っております。今回の判断は今後の経営を総合的に勘案して決めたものとのことです。小規模保育事業の安定した運営を図っていく旨報告を受けております。

○大沼 良子 委員

設置者の変化による改めての認可申請であることを了解しました。施設等は交代されますが保育士等職員の方達が引き続き保育にあられるのが子どもたちや利用家庭にとっての安心材料です。ただ長時間の保育に対し保育士配置数に余裕がなく大変だなと感じました。

○子ども政策課

ご意見ありがとうございます。事業者にお伝えさせていただきます。

○松本 歩美 委員

定員が10名減ることになり、転園を迫られる子どもはいないのでしょうか。

○子ども政策課

在園児は自己都合によるものを除き引き続き在籍することになっております。

○原野 弥生 委員

開所時間について、平日は現状と同じ午前7時00分から午後8時00分の13時間であり、土曜日は1時間延長し、午前7時00分から午後7時までとなっているが、1時間延長でしたら、午後9時ではないでしょうか。

○子ども政策課

令和4年度の土曜日の開設時間が午前7時から午後6時までだったところが、令和5年度から午後7時になるものです。

○原野 弥生 委員

今回事業譲渡ということで、経営者が変わることで在園児や保護者に混乱が生じないように努めるということですが、少なからず保護者は不安を感じるとは思いますが、このような事例は多くあるのでしょうか。

○子ども政策課

事業譲渡は本市において初めての事例となります。

ご指摘の事項は譲渡先の事業者としても危惧していたところであり、慎重に対応を行っているとのことです。職員の確保については、既に譲渡先の事業者による職務面談等行われ職員必要数の9名（施設長、栄養士含む）うち新規採用は1名にとどめ、「これまで築いてきた信頼関係、愛着関係」を継続する運営体制を図っているとのことです。また、在園児の保護者への説明も既に行われており、説明時その後も事業者変更に対して好意的な意見を頂いているとのことです。

閉会

○事務局

意見・質問等への回答を共有し、追加の意見を伺っていたところですが、期日までに意見等は寄せられませんでした。

○中原会長

以上で令和4年度第2回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審議を終了とさせていただきます。

書面開催による会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。

急遽の開催となりましたが、委員の皆様には活発なご議論をいただき、貴重なご意見を頂戴しましたことを厚く御礼申し上げます。今後も船橋市の子ども・子育て施策について、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。